尾鷲市電気自動車等購入費補助金　Q＆A

Ｑ：保有期間内に、車の販売や名義変更をしたい場合どうすればいいか。

〇４年間の保有期間内の車両の処分については、財産処分承認申請書の提出が必要です。

　また、車両の名義変更についても、同様に財産処分承認申請書を提出してください。

　※財産処分承認申請書を提出した場合、原則、補助金相当額を返還していただきますのでご注意ください。

※処分：補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、使用の本拠を市外へ変更し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

　※返還金の額：処分する補助対象車両に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額とする。

　例：３年（36ヶ月）経過後に返還

補助金額10万円×（残存期間12ヶ月÷処分制限期間48ヶ月）＝補助金返還額25,000円

※残存期間は月割りで計算。

　残存月数＝処分制限期間月数（４年＝48ヶ月）－経過月数

　経過月数には、初度登録月と処分月の双方を含める。

Ｑ：どのような財産処分でも補助金の返納が必要なのか。

〇以下に該当する場合には、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納が不要となります。

（１）購入した車両が天災等により走行不能となり、抹消処分した場合。

（２）購入した車両が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合。

（３）その他市長が特に認めた場合。

※過失のない事故とは、「相手が通常では予測できないような避けられない動きをした場合」や「相手方が飲酒や携帯電話保持運転など違反し事故をした場合」など、過失割合がゼロの事故のことをいいます。

※特例として、処分期限内に申請者が死亡したことにより相続した場合などは、本人の責めに帰さないやむを得ない事由として補助金の返納は不要ですが、残りの保有期間を適切に所有していただきます。（相続人から処分承認申請書の提出の必要あり）

○その他のケース

・転勤（進学等）により使用の本拠が変わった場合

→申請の段階で使用の本拠が変わった場合は、補助金の返還をご理解していただいているため、使用の本拠が変わった場合は、補助金の返還をしていただきます。

・申請者が死亡したが、遺族が相続を破棄した場合

→財産処分等に関わってくる可能性があるため、個別に対応いたします。

・申請者が死亡し、遺族が相続したが、使用の本拠が市外に変更になった場合

→本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして、補助金の返還は求めません。

　ただし、残りの処分制限期間に適切に管理をお願いいたします。

○その他イレギュラーなケースにつきましては、個別での対応とさせていただきますので、尾鷲市環境課までご連絡ください。

Ｑ：補助金の対象は何台までですか

○予算の範囲内であれば複数台の補助申請は可能です。

　ただし、使用者、所有者が異なる場合は、本人から新たに申請を提出していただく必要がございます。

Ｑ：補助金の交付を受けてから、後日に現地調査はありますか

〇CEV補助金の実施主体である一般社団法人次世代自動車振興センターが、取得財産等の保有に関する調査を行う場合があります。

　また、本市においても、調査が必要と認める場合には、保有に関する現地調査を行います。

Ｑ：PHEVは対象外なのか

〇CEV補助金の対象ではありますが、県の補助要領の対象外となっているため、本市においても対象外となっております。

　また、メーカーによってPHEVやEHEVなど様々な名称で呼ばれますが、本市の電気自動車の補助については、内燃機関を搭載していない電気自動車が補助対象となります。

Ｑ：対象の車種はどういったものがあるか

○補助の対象となる車両は、初度登録された日において、CEV補助金の交付規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の「電気自動車」、「燃料電池自動車」の区分の車両とする。ただし、超小型モビリティ、ミニカー及び側車付二輪自動車・原動機付自転車を除くものとします。

　※メーカー、車種等については、CEV補助金HPにてご確認ください。

Ｑ：初度登録がわかりません

〇運輸支局または軽自動車検査強化に車の登録申請をし、日本国内で初めて受理された年月日のことで、車検証で、普通自動車なら「初度登録年月」、軽自動車なら「初度検査年月」にて記載された日付です。

Ｑ：本補助金に申請期限はありますか。

○本補助金の申請期限は、請求書受理後確実に支払いが完了する期間を勘案し、２月末日までとしておりますので、ご注意ください。

Ｑ：本補助金は先着順となっていますが、明確な受理基準はあるのか

〇添付書類等、不備の無い申請書を受理し、受理印を押印した時点で正式に受理したものとします。

Ｑ：CEV補助金の申請から交付決定までの期間は。

○次世代自動車振興センターのホームページでは、「申請～交付決定～振込までの期間は概ね１～３ヶ月程度」とされています。

　CEV補助金の額確定後に本補助金の申請となるため、申請スケジュールの十分な確認をお願いいたします。

Ｑ：尾鷲市に住所をおいていますが、使用の本拠は市外の場合は補助対象ですか

〇使用の本拠が市外の場合は、補助対象外です。

Ｑ：事業用ナンバー（緑ナンバー）での申請は可能ですか

〇CEV補助金において、対象外とされているため、本補助金においても申請できません。

　※CEV補助金の交付が、本補助金の要件になっております。

Ｑ：レンタカー事業などで利用する車両は補助対象ですか

〇CEV補助金において、対象外とされているため、本補助金においても申請できません。

　※CEV補助金の交付が、本補助金の要件になっております。

Ｑ：CEV補助金が予算消化により終了してしまったのですが、市の補助申請は可能ですか

〇本補助金はCEV補助金が交付されていることが要件となっているため、次年度のCEV補助の申請～確定されてから、本補助金の申請を行ってください。

Ｑ：本補助金はCEV補助金の交付確定後の申請ですが、CEV補助金の申請方法を教えてくだ

さい

〇CEV補助金は、対象車両を購入し、登録後の申請となります。

　詳しくは一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金の案内をご参照ください。

　※本補助金と異なり、初度登録日から申請期限が設けられているためご注意ください。

Ｑ：本補助金は法人の申請が可能とありますが注意事項はありますか

〇本補助金の申請要件となっているCEV補助金の交付について、法人の場合下記のとおりの注意事項がございます。※詳しくは、必ずCEV補助金HPをご確認ください。

　◆独立行政法人の申請は不可です。

　◆自動車販売法人は下記の申請制限があります。

　・展示車、試乗車等の販売促進活動で使用される車両は申請できません。

　・当該法人が、補助金交付申請をしようとする車両（当該車両）と同一名称の車両について、当該車両の新規登録日を起点に、その前１年以内に販売している場合、あるいはその後１年以内に販売している場合、あるいはその後１年以内に販売する予定がある場合は申請できません。

Ｑ：中古車、新古車、リース契約は対象ですか

〇本補助金は新車購入のみが対象です。

Ｑ：所有者と使用者が異なる場合は対象となりますか

〇対象となりません。（例：親が子どものために購入　所有者が親、使用者が子ども）

Ｑ：所有者と使用者が異なる場合に、例外的に認める場合はありますか

〇割賦払い等の分割で車を購入する場合は、所有者がローン会社やカーディーラー店とな

っていることがありますが、支払い後に所有権が移るような車両の所有権が留保された購

入においては、対象となります。

※CEV補助金についても同様の扱いがなされています。

Ｑ：処分制限期間内にある車両を処分して、新たに補助対象車両を本補助金を活用し、購入することは可能か

〇本補助金は、要件として過去に本補助金の交付を受けていないこととしているため、購入することはできません。